

安曇野市農業委員会 農地法第4・5条申請の流れ

事前相談	申請前にお願いします。	
申請受付期間	毎月1日～10日の開庁日	
許可書の交付	3,000㎡以下	翌月10日～15日前後
	3,000㎡越え	翌25日～30日前後

農地の転用とは「農地を農地以外のものにする」といいます。農地の転用をしようとする場合には、必ずその行為を行う前に県知事の許可を受けるか、農業委員会への届出が必要です。

農地法	権利移動	申請者
第4条	なし	農地所有者等
第5条	あり	農地所有者及び転用事業者



地区常設・常設審議委員会
※転用面積が3,000㎡を超えるもの

意見回答



意見聴取

